



発行 東京都

目次

告示

- 基本測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……
- 基本測量の終了……(同)……
- 公共測量の終了(三件)……(同)……
- 都市計画事業の認可……(都市整備局都市基盤部施設計画課)……
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……(都市整備局市街地整備部民間開発課)……
- 建築基準法による道路位置の指定(二件)……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部有害化学物質対策課)……
- 都道の区域変更……(建設局道路管理部路政課)……
- 都道の供用開始……(同)……
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……六
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……六
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……六
- ……(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……六

告示

- 建設業者に関する告示……(都市整備局市街地建築部建設課)……七
- 平成十九年三月三十日付東京都水道局管理規程第二十二号……八

東京都告示第八百七十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年六月十二日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(基盤地図情報作成作業)
- 三 測量の区域 大田区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、青梅市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町各市内
- 四 測量の期間 平成十九年五月一日から平成二十年三月二十四日まで

東京都告示第八百八十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年六月十二日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(機動連続観測)
- 三 測量の区域 東京都大島町、新島村及び三宅村各市内
- 四 測量の期間 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

東京都告示第八百八十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、板橋区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年六月十二日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 板橋区三園一丁目及び成増五丁目の各区内
- 四 測量の期間 平成十八年十一月二十日から平成十九年三月二十日まで

東京都告示第八百八十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、板橋区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年六月十二日

東京都知事 石原 慎太郎

◎東京都告示第八百八十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成十九年六月十二日

東京都知事 石原 慎太郎

一 指定する区域 別図のとおり(葛飾区堀切一丁目四十五番四及び同番五)

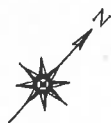
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 シアン化合物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

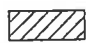


三 規則第十八条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称 シアン化合物、鉛及びその化合物

別 図

〈起 点〉
起点は、葛飾区堀切一丁目45番5の敷地境界の最北端境界標(金属標)とする。

〈格子の回転角〉 42°
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として回転させた角度を示す。



-  : 指定区域
-  : 敷地境界線
-  : 筆界線

